

## 税 額 の 計 算 に 関 す る 改 正

### 1 連結法人の法人税率の特例の廃止

〔制度の概要〕

平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に対する法人税の税率については、2%の税率を上乗せすることとされておりました（旧措法68の8）。

〔改正の内容〕

適用期限の到来をもって、2%の税率を上乗せする連結法人の法人税率の特例が廃止されました（旧措法68の8）。

これにより、平成16年4月1日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に対する法人税の税率は、連結親法人の区分に応じ次表のとおりとなります（法81の12～、負担軽減措置法16、措法68の100、68の108）。

連 結 親 法 人		税 率		
		改正前	改正後	
普通法人	( ) 資本金の金額又は出資金額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）	年800万円以下の部分	24%	22%
		年800万円超の部分	32%	30%
	( ) 上記( )に掲げる法人以外の法人		32%	30%
協 同 組 合 等			25%	23%
特定の協同組合等 (特定の地区又は地域に係るもので一定の要件を満たすもの)		年10億円以下の部分	25%	23%
		年10億円超の部分	28%	26%
特定の医療法人(一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたもの)			25%	23%

〔適用時期〕

平成16年4月1日以前に開始した連結親法人事業年度における連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る法人税率については、従来どおり適用されます（改正法附則46）。

### 2 中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特例控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人である特定中小企業者等（又は中小企業者等）が平成10年6月1日から平成16年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等（又は特定機械等の賃借）をして、これを指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定機械装置等の基準取得価額（又は特定機械等のリース費用の総額の60%相当額）に7%の税額控除割合を乗じて計算した金額の法人税額の特例控除を認めるというものです（旧措法42の6、旧措令27の6）。

（注）「特定機械装置等」とは、中小企業者等が機械等を取得した場合の特例償却（5ページ参照）の場合と同様です。

また、「特定機械等」とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げるものを物品賃貸業を営む者から一定の契約により賃借したもの（機械及び装置並びに器具及び備品についてはリース費用の総額が次に掲げる金額以上のもの）をいいます（旧措令27の6、措規20の2の2）。

機 械 及 び 装 置	1台又は1基のリース費用の総額が210万円以上のもの
特定の器具及び備品( )	1台又は1基のリース費用の総額が140万円以上のもの 原則として、その事業年度において物品賃貸業を営む者から契約により賃借をして指定事業の用に供したもののリース費用の総額の合計額が140万円以上のもの
車両総重量3.5t以上の貨物自動車	

( ) 電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器の9種類が対象とされています。

〔改正の内容〕

#### (1) 取得価額基準及びリース費用総額基準の改正

器具及び備品について、その取得価額基準が120万円以上（改正前は100万円以上）に、そのリース費用総

額基準が160万円以上（改正前は140万円以上）に、それぞれ引き上げられました（措令27の6、措規20の2の2）。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました（措法42の6）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の11、措令39の41、措規22の24）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(3)は、平成16年4月1日以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます（改正措令附則21、33、改正措規附則12、17）。

3 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除（措法42の4、68の9、措令27の4、39の39、措規20の2、22の23、旧措令27の4四、改正措令附則20、32）	○ 適用対象となる試験研究費の範囲から次の負担金が除かれました。 ・ 中小企業経営革新支援法による経営革新計画の承認を受けた組合等が賦課する負担金 ・ 中小企業経営革新支援法による経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等が賦課する負担金 (注) 沖縄振興特別措置法による経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が賦課する負担金については、従来どおり適用されます。 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の独立行政法人への移行等に伴い、特別試験研究費の範囲について所要の整備が行われました。	平16.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。  平16.4.1以後に交付を受ける助成金に係る試験研究について適用され、同日前に交付を受けた助成金に係る試験研究については、従来どおり適用されます。
(2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5、68の10、旧措法42の5四、68の10四、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、22の24、改正法附則38、47、平4大蔵省告示第57号、平16財務省告示第165号）	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（6ページ参照）と同様の改正が行われています。	平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の7、68の12、措規20の3、22の25、改正法附則39、48）	事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（7ページ参照）と同様の改正が行われています。	平16.4.1以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます。
(4) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用（措法68の2一～三、68の109一・二・）	次の措置の適用期限が、それぞれ次とおり延長されました。 イ 新事業創出促進法の中小企業者で設立後10年以内のもの及び認定事業者に係る措置……平成18年3月31日まで2年延長 ロ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に係る措置……平成17年4月13日まで延長	-